

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	偽りその他不正な行為により特定疾患介護手当の支給を受けた者に対する手当の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市特定疾患介護手当支給条例第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市特定疾患介護手当支給条例第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 偽りその他不正な行為により手当の支給を受けた者</p> <p>2 処分内容 支給した手当の全部又は一部の返還</p>	